



週間税務通信平成 26 年 9 月 22 日より

血圧計と医療費控除

生活習慣病のひとつとして知られる「**高血圧症**」。慢性的に血圧が正常値より高い状態になり、放置すると動脈硬化や脳卒中などの病気につながるため、通院して医師による治療を受ける者も少なくない。

高血圧症の治療において、**医師から自宅でも血圧を計るように指示され血圧計を購入した場合は**、基本的にその血圧計の購入費用は**医療費控除の対象**となります。

医療費控除は、居住者が自己又は生計一の配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に、一定金額の所得控除を受けられるもの(所法 73)。

この対象となる医療費は「**医師・・・による診療又は治療、治療又は療養に必要な医療品の購入その他・・・通常必要であると認められるもの・・・**をいう」とされています(所法 73②)。

医師等による治療等を受けるため、直接必要な費用は医療費に含まれ、治療等を受けるための医療用器具等の購入費用等も対象です(所基通 73-3)。

血圧計は通常、健康の維持管理などのために購入するものといえます。そのため、一般的に医師による治療等を受けるため直接必要な費用には該当せず、医療費控除の対象にはなりません。

しかし、医師による高血圧症の治療を受けており、その医師の指示に基づいて血圧計を購入した場合、その費用は、医師の治療等を受けるため直接必要な医療用器具等の購入費用に該当し、医療費控除の対象になるとのことです。

白内障などの病気の治療のため、**医師の指示で購入した眼鏡の購入費用**について、医療費控除を受ける場合、**病名と症状が記載された所定の処方せん**を医師に作成してもらい**申告書に添付**等する取扱いになっており、治療のために購入したことがわかりますが、血圧計はそうした取扱いになっていないようです。

例えば、病院の領収書等がほとんどない状態で、血圧計の領収書等を申告書に添付等しても、高血圧症の治療を受けその治療のために購入したとは言い難く、**治療のための購入であることがわからないような場合**などには、**医師の診断書等の添付等が求められることもある**ようです。



≪医療費控除の対象となるもの、ならないもの≫

医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
- 医師又は歯科医師による診療又は治療の費用 - 治療又は療養に必要な医薬品の購入の費用 - 通院のための交通費 (公共交通機関の場合領収書不要、病院等のやむを得ない場合のタクシー代) - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の費用 - 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話に係る費用 - 医師等の診察を受けるために必要な松葉杖やコルセット・義歯等の費用 - 療養上必要な差額ベット代 - 視力回復レーザー手術(レーシック術)費用 - 不正咬合の歯列矯正等	- 未払の医療費 - 美容整形等の費用 - 疾病予防又は健康増進剤等の購入費用 - 自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代 - あん摩マッサージ指圧師等に支払った費用で、単に疲れを癒したり、体調を整えたりといった治療に直接関係しないもの - 姻族に支払う付添料 - 疾病の発見がなかった場合の人間ドック費用 - 自己都合による差額ベット代 - 老眼鏡の購入費用 - 美容のための歯列矯正等

※ 医療費控除とは・・・

1月1日～12月31日までの本人あるいは生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に一定金額の所得税控除を受けることをいいます。

(申告期限は平成 2 7 年 3 月 1 6 日)です。

※ 医療費控除で戻ってくるものは「医療費」ではありません。

医療費控除の確定申告をすると医療費の一部が戻ってくるものと考えている人がいますが、これは誤りです。医療費控除により戻って来るものはあくまでも**既に支払った所得税**です。

※ 年間 10 万円も病院にかからないから医療保険控除が受けられないと諦める方がいます。

これは医療費負担が 1 0 万円を超える部分の金額が医療費控除になると理解しているものと思われます。しかし、**所得金額が 2 0 0 万円以下の場合は、年間の医療費が所得額に 5 % を乗じた金額を超えていれば医療費控除を受けることができる**ことはあまり知られていません。

例 所得金額 1 2 0 万円の場合

$120 \text{ 万円} \times 5\% = 6 \text{ 万円}$ 医療費が 6 万円を超えれば医療費控除の確定申告をすることが出来ます。所得金額が 2 0 0 万円を超える場合には、医療費の負担額は 1 0 万円を超える部分の金額が医療費控除額となります。

必要書類

- 源泉徴収票
- 病院のレシート、タクシーのレシート、市販薬(控除対象のもの)のレシート

※源泉徴収票を見て、源泉徴収税額に金額が記入されていることが基本です。**源泉徴収額が 0 であれば医療費控除の必要性はありません。**

医療費の明細書

医療費控除がある場合、この明細書と領収書を申告書と一緒に提出してください。		住所 氏名	
医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの名称 利用交通機関等	治療の内容 交通費の内訳等
			支払った医療費 交通費の額等 円
			生命保険・高額療養費 等で補てんされる金額 円
		合計 A	B
・ 個人別、病院ごとに集計した金額を記入してください。			
医療費控除の額の計算			
支払った医療費	円	A	申告書表面⑨欄の額を記入します。
保険金などで補てんされる金額	円	B	
差引金額 (A-B)	円	C	
総所得金額等 (⑨欄の金額)	円	D	
D × 0.05 (1 円未満の端数切捨て)	円	E	
E と 10 万円といずれか少ない方の金額	円	F	申告書表面⑫欄に転記します。
医療費控除額 (E-F) 最高額 200 万円	円	G	